

証券コード 4412
2024年11月8日
(電子提供措置の開始日 2024年11月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
M F P R 渋谷ビル5階
株式会社サイエンスアーツ
代表取締役社長 平 岡 秀 一

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第21回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://science-arts.com>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記URLにアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、『基本情報』、『縦覧書類/PR情報』を順にご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年11月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年11月27日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目5番30号
アニヴェルセル表参道 6F
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第21期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年11月27日（水曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年11月26日（火曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月26日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

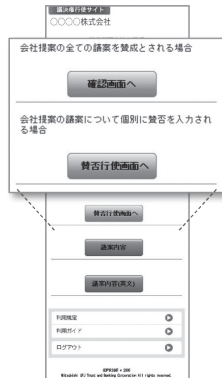
#### 1. QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

#### 2. 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



#### ① ご注意

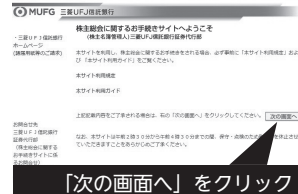
- ・毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

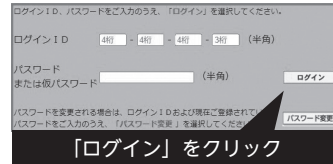
### ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

#### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



#### 2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては今後の事業拡大のため1名増員して取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                      | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                               | ひら おか ひで かず<br>平 岡 秀 一<br>(1961年8月14日生) | 1984年 4 月 日立西部ソフトウェア(株)（現(株)日立ソリューションズ）入社<br>1996年 1 月 マイクロソフト(株)（現日本マイクロソフト(株)）入社<br>2001年 2 月 (株)インスパイア 取締役<br>2001年 2 月 (株)インスパイア・ストラレジック・コンサルティング設立 代表取締役社長<br>2002年 6 月 (株)Plan・Do・See 取締役<br>2002年10月 日本駐車場開発(株) 監査役<br>2002年12月 (株)ヴァンテージ・コンサルティング設立 代表取締役社長<br>2003年 9 月 (株)シアンス・アール（現(株)サイエンスアーツ）設立 代表取締役社長（現任）<br>2004年10月 日本駐車場開発(株) 取締役 | 3,913,800株            |
| 〈取締役候補者とした理由〉<br>平岡秀一氏は、当社の創業者として、企業経営・事業戦略等に関する豊富な知識と経験を有しており、創業以来代表取締役社長として当社の経営を指揮し、当社を持続的に成長させてきた実績を有しております。<br>今日の当社を築き上げてきた候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のために発揮されるリーダーシップは、今後も当社の成長に必要であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                       |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

| 候補者<br>番 号 | 氏 年 月 名 日<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 2          | まつ だ たく や<br>松 田 拓 也<br>(1981年5月2日生)                                                                                                                                                          | 2007年 4 月 (株)ゼファー入社<br>2011年12月 持田製薬(株)入社<br>2014年 5 月 (株)デザインワン・ジャパン入社<br>2016年11月 同社経理財務部部长<br>2018年 6 月 (株)シアンス・アール (現(株)サイエンスアーツ) 入社<br>2019年 2 月 当社管理本部長<br>2019年11月 当社取締役管理本部長 (現任) | 4,000株                |
|            | 〈取締役候補者とした理由〉<br>松田拓也氏は、2019年11月より取締役管理本部長を務めております。経理財務、法務、人事、コーポレート・ガバナンス等の経営管理全般の幅広い経験と見識を有しており、内部統制体制の強化等を推進いたしました。<br>今後もその経験や見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                           |                       |
| 3          | ※ ひら おか りょう たろう<br>平 岡 竜 太 朗<br>(1993年12月9日生)                                                                                                                                                 | 2017年 4 月 (株)ワークスアプリケーションズ入社<br>2018年 8 月 (株)シアンス・アール (現(株)サイエンスアーツ) 入社<br>2022年12月 当社企画本部長 (現任)                                                                                          | 400株                  |
|            | 〈取締役候補者とした理由〉<br>平岡竜太郎氏は、2022年12月より企画本部長を務めております。新製品・サービスの企画、他社との業務提携の推進等当社の成長に貢献してまいりました。<br>今後もその経験や見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。                                 |                                                                                                                                                                                           |                       |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者平岡秀一氏は、当社の親会社等に該当いたします。
4. 取締役候補者平岡秀一氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社平岡秀一事務所が保有する株式数を含んでおります。
5. 取締役候補者平岡竜太郎氏は、代表取締役社長平岡秀一氏の子息です。
6. 「所有する当社の株式の数」については、2024年8月31日現在の所有株式数を記載しております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1          | しま だ なか こ<br>島 田 貴 子<br>(1970年7月18日生)                                                                                                                                                                          | 1989年4月 住友重機械工業(株)入社<br>1990年11月 (株)土地再開発事業センター入社<br>1994年6月 (株)アールエイジ入社<br>2009年1月 同社管理本部取締役<br>2019年11月 当社監査役<br>2022年11月 当社取締役（監査等委員）（現任）                                                                                                 | 一株                    |
|            | 〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉<br>島田貴子氏は、上場会社の管理部門担当役員として豊富な知見と経験を有しており、当社の業務執行体制について内部統制面から適切な監査を期待して選任しております。<br>当社の経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たし、実効性の高い監査を実施していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                              |                       |
| 2          | なか がわ ひろ ゆき<br>中 川 浩 之<br>(1944年9月5日生)                                                                                                                                                                         | 1968年4月 大阪商船三井船舶(株)（現(株)商船三井）入社<br>1997年6月 同社取締役財務部長<br>1999年6月 同社常務取締役<br>2000年6月 商船三井システムズ(株) 専務取締役<br>2001年4月 同社取締役社長<br>2002年6月 宇徳運輸(株)（現(株)宇徳）専務取締役<br>2005年6月 同社代表取締役社長<br>2009年7月 同社顧問<br>2009年10月 当社取締役<br>2022年11月 当社取締役（監査等委員）（現任） | 一株                    |
|            | 〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉<br>中川浩之氏は、大手上場会社の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、当社の経営に対する適切な助言を頂戴することを期待しております。<br>当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。                       |                                                                                                                                                                                                                                              |                       |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                         | み つ はし とおる<br>三 ツ 橋 徹<br>(1970年1月17日生) | 1997年 2 月 司法書士和田宏幸事務所入所<br>1999年 8 月 司法書士指田事務所入所<br>2001年 9 月 三ツ橋司法書士事務所開設（現任）<br>2005年 2 月 ブレインズトラスト(株) 監査役（現任）<br>2007年 9 月 エンプレス(株) 監査役（現任）<br>2008年12月 (一財)プロセスマネジメント財団 評議員（現任）<br>2013年 3 月 総合保険サービス(株) 監査役（現任）<br>2013年 7 月 (株)IMSI 監査役（現任）<br>2016年 1 月 (一社)日本テレワーク経理支援機構外部理事<br>2016年 8 月 当社監査役<br>2018年 7 月 (株)KAGホールディングズ 取締役<br>2022年11月 当社取締役（監査等委員）（現任） | 一株                    |
| <監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割><br>三ツ橋徹氏は、司法書士の資格を有しており、また、監査役として多くの知識と経験を積まれており、当社の業務執行体制について特に法的側面から適切な監査を期待しております。<br>当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。<br>なお、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                       |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏は社外取締役候補者であります。
3. 島田貴子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年、監査等委員である社外取締役に就任する前の監査役としての在任期間は3年となります。
4. 中川浩之氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は15年1ヶ月となります。
5. 三ツ橋徹氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年、監査等委員である社外取締役に就任する前の監査役としての在任期間は6年3ヶ月となります。
6. 島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏が再任された場合も、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4.（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年11月29日開催の第20回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された松田拓也氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の監査等委員である取締役候補者松田拓也氏は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任する監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次回定時株主総会開始のときまでとし、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当 社 の<br>株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| まつ だ たく や<br>松 田 拓 也<br>(1981年5月2日生)                                                                                                                                                                    | 2007年4月 (株)ゼファール入社<br>2011年12月 持田製薬(株)入社<br>2014年5月 (株)デザインワン・ジャパン入社<br>2016年11月 同社経理財務部部長<br>2018年6月 (株)シアンス・アール (現(株)サイエンスアーツ) 入社<br>2019年2月 当社管理本部長<br>2019年11月 当社取締役管理本部長 (現任) | 4,000株                |
| 〈補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由〉<br>松田拓也氏は、2019年11月より取締役管理本部長を務めております。経理財務、法務、人事、コーポレート・ガバナンス等の経営管理全般の幅広い経験と見識を有しており、内部統制体制の強化等を推進いたしました。かかる実績を踏まえ、当社の補欠の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用いただくことが期待できるものと考えております。 |                                                                                                                                                                                    |                       |

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、松田拓也氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年11月29日開催の第19回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額20,000千円以内（うち社外取締役分は年額5,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）であります。第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となり、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（うち社外取締役分は年10,000株以内）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係わる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より1年から5年までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとする。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、期間満了時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2022年11月29日開催の当社第19回定時株主総会において、年額100,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、監査等委員である取締役（以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額10,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議に基づき決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名ありますが、第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となり、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係わる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### （1）譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より1年から5年までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

## (2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとする。

## (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、期間満了時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

# 事業報告

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行されたことに伴い、人流回復、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しや、インバウンド需要の増加等により緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、世界各国の金融政策の影響等による為替の大幅な変動や、ロシア・ウクライナ情勢に起因する世界的な資源価格や燃料価格の高騰、能登半島地震の発生など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が事業展開する国内のソフトウェア市場におきましては、働き方改革や人手不足の解消などの課題解決に向けコミュニケーションの促進や業務の自動化・効率化につながるソフトウェアの導入や生成AIの活用による機能強化や高付加価値化が進み、2024年度は2兆8,072億円※1が見込まれております。また、フロントラインワーカーが働く最前線の現場においては、法人向けモバイル通信端末市場の拡大、AIや画像認識等の精度向上、ウェアラブルカメラ等ハードウェアの開発と導入コストの低減、5Gの普及による映像等大容量データの活用など、様々な分野のイノベーションの発展に伴い、さらなるDX化の拡大が期待されます。当社の提供するサービス「Buddycom」の国内における潜在市場規模については、約1,900億円と推計※2しております。当社は「フロントラインワーカーに未来のDXを提供し、明るく笑顔で働ける社会の力となる」ことをミッションに掲げ、「フロントラインワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォーム」の新たな市場の創出を図りながら、開発・販売を行ってまいります。

このような経営環境のもと、当社の主力サービスであるBuddycomの開発及び販売に注力いたしました。売上高は伸長した一方、Buddycomの開発及び販売強化のための人員増加による人件費及び地代家賃の増加、知名度向上のための広告宣伝費の増加等により、販売費及び一般管理費も増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,184,775千円（前年同期比53.5%増）、営業損失は31,275千円（前年同期営業損失67,082千円）、経常損失は34,000千円（前年同期経常損失67,468千円）、当期純損失は31,848千円（前年同期当期純損失81,338千円）となりました。

※1 株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2024年版」(2024年8月)

※2 国内における全ての潜在顧客、フロントラインワーカーに導入された場合の、顧客による年間支出総金額。(日本のフロントラインワーカー人口(2024年4月の総務省統計局「2023年度 労働力調査年報」より当社推計)×ID当たりの平均年間課金額)

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(Buddycom事業)

Buddycom事業におきましては、マーケティング強化による知名度の向上、営業人員の増強、代理店営業力の強化、SMB※1向けの販売強化等により契約社数は増加し、当事業年度末の契約社数は1,077社（前事業年度末758社）となり、ARR※2は739,058千円（前事業年度末557,602千円）となりました。以上の結果、当事業年度における、Buddycom利用料売上が654,209千円（前年同期比31.2%増）、アクセサリー売上が525,152千円（前年同期比99.8%増）となり、セグメント売上高は1,179,361千円（前年同期比54.8%増）、セグメント損失は35,786千円（前年同期セグメント損失75,071千円）となりました。

※1 SMB：Small and Medium-sized Businessの略称。当社では従業員数が500人未満の企業と定義。

※2 ARR：Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のBuddycom利用料売上を12倍して算出。

(その他)

ALTIBASE事業を「その他」に含めております。ALTIBASE事業については、積極的には展開しない方針であり、当事業年度におけるその他の売上高は5,414千円（前年同期比46.9%減）となり、セグメント利益は4,510千円（前年同期比43.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社の当事業年度における設備投資総額は、9,471千円であります。その主なものは什器及びP C等の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当期においては、本社移転のための設備投資を目的として、借入金109,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は「フロントラインワーカーに未来のDXを提供し、明るく笑顔で働ける社会の力となる」というミッションを掲げ、フロントラインワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォーム「Buddycom」を提供することにより、あらゆる業種で音声や動画を利用し現場の課題を解決することを目指しております。

当社の提供するBuddycomの利用企業数・ユーザー数は堅調に増加しております。今後利用企業数・ユーザー数の増加、ARPUの向上により更なる成長ペースの加速を志向しております。

このような経営環境において、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 優秀な人材の確保と育成

当社は、更なる事業拡大と成長スピードの向上を実現していくうえで、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。そのため、採用体制の強化、教育・研修制度及び人事

評価制度の拡充等の施策を進めてまいります。

② 技術力、製品力の向上

新規顧客の獲得、ARPUの向上及び既存顧客の満足度向上のため、技術面、サービス面において一層の向上が求められます。当社では、顧客のニーズに合ったBuddycomの新機能追加、イヤホンマイクやヘッドセット、ウェアラブルカメラといった様々なIoT機器との接続連携、エコパートナーが持つネットワークやソリューションとの連携等の開発体制の強化に努めてまいります。

③ 営業力の強化

当社の提供するBuddycomの利用企業数・ユーザー数の増加に伴い、Buddycom利用料売上も堅調に増加しておりますが、まだ増加の余地があり、更なる成長スピードの向上が必要であります。そのために、ブランディング・マーケティングを強化することによる知名度向上、販売代理店の戦略的活用等の推進による効率的な営業により、売上増加スピードの加速を目指してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため事業規模や成長ステージに合わせ、バックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                    | 第18期<br>(2021年8月期) | 第19期<br>(2022年8月期) | 第20期<br>(2023年8月期) | 第21期<br>(当事業年度)<br>(2024年8月期) |
|----------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                                  | 365,992千円          | 659,988千円          | 771,862千円          | 1,184,775千円                   |
| 経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)                | △95,666千円          | 9,840千円            | △67,468千円          | △34,000千円                     |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)                       | △95,288千円          | 9,006千円            | △81,338千円          | △31,848千円                     |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又は1株当たり当期純損失 (△) | △15.69 円           | 1.40 円             | △12.37 円           | △4.84 円                       |
| 総 資 産                                  | 351,346千円          | 801,128千円          | 894,090千円          | 953,458千円                     |
| 純 資 産                                  | 233,462千円          | 570,609千円          | 508,414千円          | 476,565千円                     |

- (注) 1. 当社は、2021年8月11日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を、2022年12月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

| 事業         | 主要製品                                                 |
|------------|------------------------------------------------------|
| Buddycom事業 | フロントラインワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォーム「Buddycom」の開発・販売 |

## (8) 主要な営業所

| 名称 | 所在地    |
|----|--------|
| 本社 | 東京都渋谷区 |

## (9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 46 名 | 8 名増   |

(注) 従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

| 借入先         | 借入残高     |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 53,087千円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 35,937千円 |

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、楽天グループ株式会社及び株式会社JVCケンウッドとの資本業務提携契約の締結を行うことを決議いたしました。内容の詳細につきましては、計算書類の注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,583,600株（自己株式132,800株を除く。）
- (3) 株主数 2,615名
- (4) 大株主

| 株 主 名               | 持 株 数                  | 持 株 比 率 |
|---------------------|------------------------|---------|
| 合同会社平岡秀一事務所         | 3,000,000 <sup>株</sup> | 45.57%  |
| 平 岡 秀 一             | 913,800                | 13.88   |
| 株式会社SBI証券           | 210,300                | 3.19    |
| auカブコム証券株式会社        | 152,600                | 2.32    |
| SocioFuture株式会社     | 131,100                | 1.99    |
| JPE第2号株式会社          | 120,000                | 1.82    |
| 渡 辺 修 身             | 100,000                | 1.52    |
| 株式会社プラネット           | 100,000                | 1.52    |
| 横 道 克 己             | 72,000                 | 1.09    |
| ツクイ・ケアテック投資事業有限責任組合 | 59,000                 | 0.90    |

(注) 当社は、自己株式132,800株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2024年10月31日付で第三者割当の方法により、楽天グループ株式会社に対して819,000株、株式会社JVCケンウッドに対して655,000株を新たに発行する予定です。その結果、当社の発行済株式総数は8,190,400株となる予定です。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名称                       | 第3回新株予約権                   | 第5回新株予約権                    |
|--------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数                  | 180個                       | 110個                        |
| 保有人数                     |                            |                             |
| 取締役<br>(監査等委員及び社外取締役を除く) | 1名                         | 1名                          |
| 社外取締役<br>(監査等委員を除く)      | 一名                         | 一名                          |
| 取締役(監査等委員)               | 一名                         | 1名                          |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数      | 普通株式 36,000株               | 普通株式 22,000株                |
| 新株予約権の発行価額               | 無償                         | 無償                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額   | 1株当たり750円                  | 1株当たり850円                   |
| 新株予約権の行使期間               | 2020年12月26日<br>～2028年8月31日 | 2022年11月28日<br>～2030年11月27日 |
| 新株予約権の主な行使条件             | (注)                        | (注)                         |

- (注) 1. 2021年8月11日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割及び2022年12月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

| 氏 名     | 地位           | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                |
|---------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平 岡 秀 一 | 代表取締役社長      |                                                                                                             |
| 松 田 拓 也 | 取締役          | 管理本部長                                                                                                       |
| 島 田 貴 子 | 取締役<br>監査等委員 |                                                                                                             |
| 中 川 浩 之 | 取締役<br>監査等委員 |                                                                                                             |
| 三ツ橋 徹   | 取締役<br>監査等委員 | 三ツ橋司法書士事務所所長<br>ブレインズトラスト株式会社監査役<br>エンプレス株式会社監査役<br>一般財団法人プロセスマネジメント財団評議員<br>総合保険サービス株式会社監査役<br>株式会社IMSI監査役 |

- (注) 1. 取締役島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部統制監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、島田貴子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役島田貴子氏は、上場会社の管理部門担当役員として豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

取締役島田貴子氏、中川浩之氏及び三ツ橋徹氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、当社の取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。

なお、被保険者の範囲は、当社の取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

#### (5) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年11月29日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

##### 1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合ったものとし、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とする。報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬とし、業績連動報酬及び非金銭報酬等は支給しないものとする。

##### 2. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

###### ・基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて定めた役員報酬に関する内規に基づき、常勤及び非常勤・担当職務・業績・貢献度等を考慮して年額を決定し、毎月定額で支払うものとする。

###### ・賞与

当社の取締役の賞与は支給しないものとする。

##### 3. 取締役の個人別の報酬等の決定手続

取締役の基本報酬の個人別の額は、株主総会において決議された報酬等の額及び内容の範囲内において、取締役会の決議により決定する。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関しては、2022年11月29日開催の株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年間報酬総額の上限を200,000千円（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名（うち社外取締役は0名）であります。また、監査等委員である取締役の年間報酬総額については、2022年11月29日開催の株主総会において上限を100,000千円と決議しております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分                       | 支給人数       | 報酬等の種類別の総額             |        |        | 計                      |
|----------------------------|------------|------------------------|--------|--------|------------------------|
|                            |            | 固定報酬                   | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 |                        |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 2名<br>（1名） | 50,307千円<br>（1千円）      | —      | —      | 50,307千円<br>（1千円）      |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3名<br>（3名） | 14,040千円<br>（14,040千円） | —      | —      | 14,040千円<br>（14,040千円） |
| 合計                         | 5名         | 64,347千円               | —      | —      | 64,347千円               |

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分             | 氏名    | 兼職先                | 兼職内容 | 当該他の法人との関係                        |
|----------------|-------|--------------------|------|-----------------------------------|
| 取締役<br>（監査等委員） | 三ツ橋 徹 | 三ツ橋司法書士事務所         | 所長   | 当社と当該他の法人等との間には、資本関係及び取引関係はありません。 |
|                |       | ブレインズトラスト株式会社      | 監査役  |                                   |
|                |       | エンプレス株式会社          | 監査役  |                                   |
|                |       | 一般財団法人プロセスマネジメント財団 | 評議員  |                                   |
|                |       | 総合保険サービス株式会社       | 監査役  |                                   |
|                |       | 株式会社IMSI           | 監査役  |                                   |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名      | 主な活動状況                                                                                                                                                       |
|----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 島 田 貴 子 | 当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会12回全てに出席いたしました。同氏は、上場会社の管理部門担当役員として豊富な知見と経験を有しており、当社の業務執行体制について内部統制面から適切な助言を行うことが期待されており、取締役会及び監査等委員会で議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。     |
| 取締役<br>(監査等委員) | 中 川 浩 之 | 当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会12回全てに出席いたしました。同氏は、大手上場会社の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、当社の経営に対する適切な助言が期待されており、取締役会及び監査等委員会で議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。               |
| 取締役<br>(監査等委員) | 三ツ橋 徹   | 当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会12回全てに出席いたしました。同氏は、司法書士の資格を有しており、また、監査役として多くの知識と経験を積まれており、当社の業務執行体制について特に法的側面から適切な助言が期待されており、取締役会及び監査等委員会で議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                               | 報酬等の額    |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 27,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計 | 27,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当該会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性、報酬見積りの算出根拠等を総合的に勘案した結果、特に問題ないものとして、会社法第399条第1項に基づく同意をしております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1号各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会で以下のとおり決議しております。

- ① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを認識し、「コンプライアンス管理規程」その他関連社内規程を定め、役職員に周知徹底を行っております。
  - ・ 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断の原則に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っております。
  - ・ 監査等委員会は、内部監査担当者との連携を図るとともに、法令等が定める権限を行使し、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査し、必要に応じて取締役会で意見を述べております。
  - ・ 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守していることについて内部監査を実施しております。
  - ・ 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報規程」に基づき適切な運用を行っております。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制
  - ・ 取締役会議事録や議議書をはじめとする、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
  - ・ 取締役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて前項の書類等を閲覧することができることとしております。
  - ・ 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理します。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行っております。
  - ・ リスク管理推進委員会及びコンプライアンス推進委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
  - ・ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部アドバイザーと連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整えております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 役職員に対し、コンプライアンス及びリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施いたします。
  - ・ 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。
  - ・ 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われる体制を構築することとしております。
  - ・ 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行

- することとしております。
- ・中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、「職務権限規程」等を定め、決裁権限及び責任を明確化し、適正な執行体制を構築することとしております。
  - ・当社における不適切な取引等を防ぐため、監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当者が連携して監査体制を整備しております。
- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会が監査等委員会の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任又は兼任の使用人を設置することとしております。
  - ・当該使用人の人事評価、人事異動等については、監査等委員会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に努めております。
- ⑦ 当社の役職員が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告することとしております。
  - ・代表取締役社長は、内部通報制度による通報状況を監査等委員会へ報告しております。
  - ・監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができることとしております。
  - ・監査等委員会へ報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員は、代表取締役社長、取締役及び内部監査担当者と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
  - ・監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の支払いあるいは前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社の業務内容に適合した組織構造を構築するとともに、財務報告に係る職務の分掌を明確化し、権限や職責の適切な分担を行っております。
  - ・「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、有効な内部統制の整備・運用・評価を実施し、財務報告の記載内容の適正性及び信頼性の向上を図っております。
- ⑩ 反社会的勢力排除のための体制

- ・当社は、「反社会的勢力等排除規程」を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。
- ・反社会的勢力との一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

## (2) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての運用状況の概要

当社は、上記の整備方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し運用しております。

- ① 取締役会において、取締役全員の出席のもと、重要業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、中期経営計画及び利益計画（予算）を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組んでおります。
- ② 監査等委員は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役社長や会計監査人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査の実効性・効率性の確保を図るべく、会計監査人及び内部監査部門と監査上の重要な課題等について適宜情報・意見交換を行い、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。
- ③ 内部監査担当は、内部監査計画に基づき、各部門の内部監査を実施するとともに、会社の業務執行について、社内規程等に従って適切に実施されているかどうかについての監査を行い、必要に応じて改善指示等を行うなど、より効果的かつ効率的な業務の実施に向けて活動しております。
- ④ リスク管理推進委員会では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議し、コンプライアンス推進委員会では、コンプライアンス全般及び業務に直結する主要な社内規程、インサイダー取引等に関する研修に加え、内部通報制度の開始・周知等によりコンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組んでおります。
- ⑤ 管理本部は、反社会的勢力の排除を目的とした団体が主催するセミナーに参加し、その内容をフィードバック、周知徹底を図っております。また、同団体に入会して、反社会的勢力の動向を把握するなど、情報収集や警察・弁護士等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務基盤の強化と事業の持続的な拡大・成長を目指していくために、まずは内部留保の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。そのため、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

# 貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|--------------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                | <b>(負 債 の 部)</b>   |                |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>752,490</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>373,791</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 562,344        | 買 掛 金              | 7,302          |
| 売 掛 金              | 101,368        | 1 年内返済予定の長期借入金     | 48,933         |
| 商 品                | 65,492         | 未 払 金              | 37,109         |
| 貯 蔵 品              | 7              | 未 払 費 用            | 30,395         |
| 前 払 費 用            | 23,266         | 未 払 法 人 税 等        | 530            |
| そ の 他              | 11             | 未 払 消 費 税 等        | 20,218         |
|                    |                | 預 り 金              | 6,316          |
|                    |                | 前 受 収 益            | 222,903        |
|                    |                | そ の 他              | 82             |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>200,968</b> | <b>固 定 負 債</b>     | <b>103,101</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>108,718</b> | 資 産 除 去 債 務        | 45,749         |
| 建 物                | 83,178         | 長 期 借 入 金          | 40,091         |
| 車 両 運 搬 具          | 701            | 長 期 前 受 収 益        | 10,531         |
| 工 具 器 具 備 品        | 21,830         | 繰 延 税 金 負 債        | 6,730          |
| 土 地                | 3,007          | <b>負 債 合 計</b>     | <b>476,892</b> |
|                    |                | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                |
|                    |                | <b>株 主 資 本</b>     | <b>476,565</b> |
|                    |                | 資 本 金              | 52,121         |
|                    |                | 資 本 剰 余 金          | 781,951        |
|                    |                | 資 本 準 備 金          | 2,121          |
|                    |                | そ の 他 資 本 剰 余 金    | 779,830        |
|                    |                | 利 益 剰 余 金          | △353,756       |
|                    |                | そ の 他 利 益 剰 余 金    | △353,756       |
|                    |                | 繰 越 利 益 剰 余 金      | △353,756       |
|                    |                | 自 己 株 式            | △3,750         |
|                    |                | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>476,565</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>953,458</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>953,458</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年 9 月 1 日から  
2024年 8 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,184,775 |
| 売 上 原 価               |        | 506,706   |
| 売 上 総 利 益             |        | 678,068   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 709,344   |
| 営 業 損 失               |        | 31,275    |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 50     |           |
| 補 助 金 収 入             | 40     |           |
| そ の 他                 | 6      | 97        |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 為 替 差 損               | 1,199  |           |
| 支 払 利 息               | 1,619  |           |
| そ の 他                 | 2      | 2,821     |
| 経 常 損 失               |        | 34,000    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |        | 34,000    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 530    |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △2,681 | △2,151    |
| 当 期 純 損 失             |        | 31,848    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告 書

# 株主資本等変動計算書

(2023年 9 月 1 日から  
2024年 8 月31日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本   |       |              |             |                             |             |        |            | 純資産合計   |
|---------|--------|-------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|--------|------------|---------|
|         | 資本金    | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |         |
|         |        | 資本準備金 | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |        |            |         |
| 当期首残高   | 52,121 | 2,121 | 779,830      | 781,951     | △321,908                    | △321,908    | △3,750 | 508,414    | 508,414 |
| 当期変動額   |        |       |              |             |                             |             |        |            |         |
| 当期純損失   |        |       |              |             | △31,848                     | △31,848     |        | △31,848    | △31,848 |
| 当期変動額合計 | —      | —     | —            | —           | △31,848                     | △31,848     | —      | △31,848    | △31,848 |
| 当期末残高   | 52,121 | 2,121 | 779,830      | 781,951     | △353,756                    | △353,756    | △3,750 | 476,565    | 476,565 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～15年

車両運搬具 4年

工具器具備品 3～10年

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な財・サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) Buddycom利用料売上

Buddycomはフロントラインワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォームであり、インターネットを介したクラウドサービスであることを活かし、音声のほか、画像や動画などのコンテンツのやり取りを可能とするコミュニケーションツールとして、サブスクリプション方式により販売しております。

Buddycom利用料売上はサービスの提供を行うことを履行義務としており、月額固定の利用料金は、契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益認識しております。

#### (2) アクセサリー売上

Buddycomは、スマホやタブレットなどの端末にアプリをインストールするだけで利用可能ですが、実際には多くの顧客は、イヤホンマイクやヘッドセットなどのアクセサリを用いて利用しております。

アクセサリ売上は顧客に対する商品の販売であり、商品を納品することを履行義務としており、商品を納品した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益認識しております。

**会計方針の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**会計上の見積りに関する注記**

該当事項はありません。

**会計上の見積りの変更に関する注記**

該当事項はありません。

**貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額

23,498千円

## 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 6,716,400株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 132,800株
3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 252,000株

## 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金 | 152,312千円 |
| 資産除去債務    | 15,715 // |
| 減価償却超過額   | 7,902 //  |
| フリーレント賃料  | 2,572 //  |
| その他       | 2,126 //  |

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産小計 | 180,628千円 |
|----------|-----------|

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △152,312 // |
|--------------------|-------------|

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △21,033 // |
|-----------------------|------------|

|          |             |
|----------|-------------|
| 評価性引当額小計 | △173,345 // |
|----------|-------------|

|          |         |
|----------|---------|
| 繰延税金資産合計 | 7,282千円 |
|----------|---------|

### 繰延税金負債

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △14,012 // |
|-----------------|------------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金負債合計 | △14,012千円 |
|----------|-----------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金負債の純額 | △6,730千円 |
|-----------|----------|

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入又は第三者割当増資）を調達しております。一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、主にオフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の規程に従い、事業部門と管理部門が連携して、取引先ごとに適切な与信管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として非上場株式であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先等の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等であり、信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年8月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）を参照ください）。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

|                            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券                 |                  |            |            |
| 其他有価証券                     | —                | —          | —          |
| (2) 敷金                     | 61,773           | 57,990     | △3,782     |
| 資産計                        | 61,773           | 57,990     | △3,782     |
| (1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む） | 89,024           | 88,944     | △79        |
| 負債計                        | 89,024           | 88,944     | △79        |

（注）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。

（注1）市場価格のない株式等

| 区分     | 貸借対照表計上額（千円） |
|--------|--------------|
| 非上場株式等 | 10,000       |

これらについては、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

|    | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 敷金 | —            | —                   | 61,773               | —            |
| 合計 | —            | —                   | 61,773               | —            |

(注3) 長期借入金の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | 48,933       | 40,091              | —                    | —            |
| 合計    | 48,933       | 40,091              | —                    | —            |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

|                            | 時価 (千円) |        |      |    |
|----------------------------|---------|--------|------|----|
|                            | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計 |
| 敷金                         | —       | 57,990 | —    | —  |
| 資産計                        | —       | 57,990 | —    | —  |
| 長期借入金（1年内返済<br>予定の長期借入金含む） | —       | 88,944 | —    | —  |
| 負債計                        | —       | 88,944 | —    | —  |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価に係るインプットの説明

敷金の時価の算定は、合理的に敷金の回収予定時期を見積り、国債利回りを基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金の時価の算定は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント    |           | その他<br>(注) | 合計        |
|---------------|------------|-----------|------------|-----------|
|               | Buddycom事業 | 計         |            |           |
| Buddycom利用料売上 | 654,209    | 654,209   | —          | 654,209   |
| アクセサリ売上       | 525,152    | 525,152   | —          | 525,152   |
| その他           | —          | —         | 5,414      | 5,414     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,179,361  | 1,179,361 | 5,414      | 1,184,775 |
| その他の収益        | —          | —         | —          | —         |
| 外部顧客への売上高     | 1,179,361  | 1,179,361 | 5,414      | 1,184,775 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ALTIBASE事業であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 期首残高    | 期末残高    |
|---------------|---------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 66,002  | 101,368 |
| 契約負債          | 196,621 | 233,434 |

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に含まれております。

契約負債は、主に顧客からの前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益について、期首時点で契約負債残高に含まれていた金額は180,990千円です。

当事業年度の契約負債残高の重要な変動は、前受収益の受取による増加525,666千円、収益認識による減少488,853千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|      | 当事業年度   |
|------|---------|
| 1年以内 | 222,903 |
| 1年超  | 10,531  |
| 合計   | 233,434 |

**1 株当たり情報に関する注記**

|             |        |
|-------------|--------|
| 1 株当たり純資産額  | 72円39銭 |
| 1 株当たり当期純損失 | 4円84銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行)

当社は、2024年10月15日開催の取締役会において、楽天グループ株式会社(以下「楽天」といいます。)及び株式会社ＪＶＣケンウッド(以下「ＪＫＣ」といい、楽天と個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)の各社との間で、それぞれ2024年10月15日付で資本業務提携契約(以下、個別に又は総称して「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に伴う資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結し、割当予定先に対して第三者割当による新株式発行を行うこと(以下、「本第三者割当増資」といいます。)を決議いたしました。

### Ⅰ. 本資本業務提携について

#### １. 本資本業務提携の目的・理由

当社は、以下の理由により、楽天及びＪＫＣを割当予定先とする本第三者割当増資による資金調達を含む本資本業務提携を行うことを決定いたしました。

(楽天)

楽天は、楽天エコシステム(経済圏)を成長の源にビジネスを成長させ、近年ではモバイル事業を加えるとともにAI技術・ソリューションを活用することでエコシステムのさらなる進化を目指しております。楽天モバイル株式会社(以下「楽天モバイル」といいます。)では2024年1月より法人向けソリューションとしてBuddycomの提供を開始し、2024年4月より、「楽天トラベル」を通じて、宿泊施設向けに「Rakuten最強プラン ビジネス」とBuddycomのパッケージ提案を行ってきました。

今後、「楽天市場」を始めとする楽天エコシステムのサービスに関わる事業会社への更なる販売が見込めること、また「AI」を軸としたBuddycomとの連携も見込まれており、より強固なパートナーシップを構築することが両社の持続的成長と相互の企業価値向上、ひいては楽天エコシステム参画事業会社への価値提供につながると判断し、楽天との間において2024年10月15日付で本資本業務提携契約を締結いたしました。

(ＪＫＣ)

ＪＫＣは、セーフティ&セキュリティ分野では2つの事業(無線システム事業、業務用システム事業)を展開し、製品ラインナップの拡充と、北米公共安全市場へ投資の集中投下によって、さらなる成長を目指しております。

ＪＫＣの海外売上構成比が71%と日本のみならずアメリカ、アジアなど海外でも事業を展開しており、ＪＫＣの販売力が強く、当社にはない販売ネットワークを保有していること、当社にはないハードウェアを作る技術を持っていることから、ＪＫＣと協業することにより当社事業の拡大スピードが大幅に加速すると考えるに

至りました。

今回、当社は、IP無線事業に関する業務提携の具体的な内容に関する協議を進め、また、ＪＫＣとのIP無線事業の協業による事業拡大を早期に実現するには、ソフトウェア開発、サーバー、ネットワーク環境等のインフラ設備等の拡充、人材獲得及び育成投資などが必要不可欠と考え、ＪＫＣと資本関係の構築を伴う提携を行うことが当社の企業価値向上に資すると判断し、ＪＫＣとの間において2024年10月15日付で本資本業務提携契約を締結いたしました。

## 2.本資本業務提携の内容

### （１）資本提携の内容

本第三者割当増資の詳細は、「Ⅱ.本第三者割当増資について」をご参照ください。

### （２）業務提携の内容

#### （楽天）

当社、楽天との本資本業務提携締結に加え、当社と楽天モバイルにて提供している、「Rakuten最強プランビジネス」とBuddycomのパッケージの更なる拡販を目的とする業務提携を楽天モバイルと締結することにより、「楽天トラベル」・「楽天市場」を始めとする楽天エコシステムのサービスに関わる事業会社全体に対する共同PR・販促活動を実施いたします。また楽天のAI技術・ソリューションとBuddycomの連携を始めとしたフロントラインワーカー向けのAI活用に関する協業について、検討や協議を進めます。

#### （ＪＫＣ）

当社ではIP無線アプリ、ＪＫＣでは業務用無線機をこれまで提供してまいりましたが、IP無線機・サービスのグローバル市場を狙うために、当社とＪＫＣはIP無線機の共同開発を行うことに合意いたしました。当社ではIP無線サービスについて、ＪＫＣではIP無線機について開発を行い、一体となって提供を行う予定です。また、IP無線機・サービスに関する国内販売についても共同で実施し、北米を始めとした海外向けの販売についても検討や協議を進めます。その他、両社事業のリソースを活かした共同開発についても検討してまいります。

## 3. 本資本業務提携の相手先の概要

## ①楽天

|     |           |                   |
|-----|-----------|-------------------|
| (1) | 名称        | 楽天グループ株式会社        |
| (2) | 所在地       | 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史 |
| (4) | 事業内容      | インターネット・サービス等     |
| (5) | 資本金       | 450,145百万円        |

## ②J K C

|     |           |                                                                                                                  |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 名称        | 株式会社JVCケンウッド                                                                                                     |
| (2) | 所在地       | 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地                                                                                            |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO） 江口 祥一郎                                                                                 |
| (4) | 事業内容      | モビリティ&テレマティクスサービス分野、セーフティ&セキュリティ分野、エンタテインメント ソリューションズ分野の事業等を営むこと、ならびにこれに相当する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理 |
| (5) | 資本金       | 13,645百万円                                                                                                        |

## 4. 日程

|     |               |                 |
|-----|---------------|-----------------|
| (1) | 取締役会決議日       | 2024年10月15日     |
| (2) | 本資本業務提携契約の締結日 | 2024年10月15日     |
| (3) | 本第三者割当増資の払込期日 | 2024年10月31日（予定） |

Ⅱ．本第三者割当増資について

１．募集の概要

|     |                     |                                                                                      |
|-----|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| (１) | 払込期日                | 2024年10月31日                                                                          |
| (２) | 発行新株式数              | 普通株式 1,474,000株                                                                      |
| (３) | 発行価額                | 1株につき530円                                                                            |
| (４) | 調達資金の額              | 781,220,000円                                                                         |
| (５) | 増加する資本金及び準備金の額      | 増加する資本金の額 390,610,000円<br>増加する準備金の額 390,610,000円                                     |
| (６) | 募集又は割当方法<br>(割当予定先) | 第三者割当の方法により、各割当予定先に対して以下の株式数を割り当てます。<br>楽天グループ株式会社 819,000株<br>株式会社ＪＶＣケンウッド 655,000株 |
| (７) | その他                 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。                                              |

２．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(１) 調達する資金の額

|   |           |              |
|---|-----------|--------------|
| ① | 払込金額の総額   | 781,220,000円 |
| ② | 発行諸費用の概算額 | 14,387,000円  |
| ③ | 差引手取概算額   | 766,833,000円 |

- (注) １．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
２．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成支援費用、アドバイザリー費用、弁護士費用、登記関連費用等です。

(２) 調達する資金の具体的な使途

| 具体的な使途 |           | 金額（百万円） | 支出予定時期           |
|--------|-----------|---------|------------------|
| ①      | 営業関連費用    | 308     | 2024年11月～2028年8月 |
| ②      | 開発関連費用    | 316     | 2024年11月～2028年8月 |
| ③      | オフィス移転費用等 | 142     | 2025年9月～2027年8月  |

- (注) 上記の資金使途に充当するまでの間、銀行口座その他安全性の高い方法にて管理いたします。

独立監査人の監査報告書

2024年10月22日

株式会社サイエンスアーツ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 水 野 博 嗣

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 伊 藤 裕 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイエンスアーツの2023年9月1日から2024年8月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月28日

株式会社サイエンスアーツ 監査等委員会  
常勤監査等委員 島田 貴子  
監査等委員 中川 浩之  
監査等委員 三ツ 橋 徹

(注) 監査等委員 島田貴子氏、中川浩之氏、三ツ橋徹氏は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

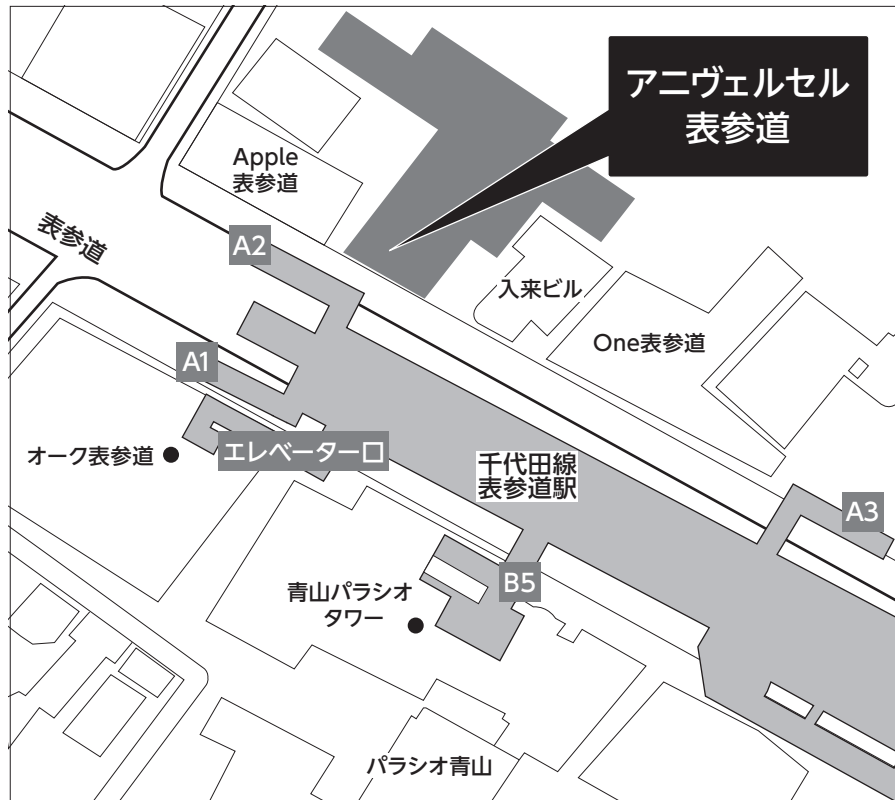
以 上

## 第21回定時株主総会会場ご案内図

会 場 〒107-0061 東京都港区北青山三丁目5番30号  
アニヴェルセル表参道 6F

電 話 03-5410-8988 (代表)

交 通 ・東京メトロ 千代田線 表参道駅下車 A2番出口より徒歩1分  
・東京メトロ 銀座線 表参道駅下車 A2番出口より徒歩1分  
・東京メトロ 半蔵門線 表参道駅下車 A2番出口より徒歩1分



総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。